

「西のゴールデンルート」ブランディング戦略構築等支援業務委託
仕様書
(企画提案時)

令和 8 年 1 月

西のゴールデンルート実行委員会
(福岡市)

本仕様書は「西のゴールデンルート」プランディング戦略構築等支援業務」(以下「本業務」という)」の契約締結に必要な仕様を定めるものである。

なお、本仕様書において、甲とは西のゴールデンルート実行委員会(※)をいい、乙とは提案者をいう。

※西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、
福岡市 (事務局)、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
(今後、参画自治体が変更となる場合がある)

1 件 名

「西のゴールデンルート」プランディング戦略構築等支援業務

2 業務の趣旨・目的

「西のゴールデンルート実行委員会」(以下、「甲」とする。)では、欧米豪旅行者の多くが東京や大阪・京都といったゴールデンルートを訪問しているという状況を踏まえ、欧米豪旅行者や高付加価値旅行者をメインターゲットに、西日本・九州の自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、大阪以西への誘客促進につなげることを目的として、19自治体が共同で各種プロモーションを実施している。

令和7年度は、大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭といった世界的なイベントを契機として、万博会場でのブース出展やWEBプロモーション等の旅マエ・旅ナカプロモーションを実施してきた。

本業務は、甲が「アフターワン博」においてターゲット層の誘客促進に向けたプロモーション施策を展開するため、市場調査・現状分析を踏まえ、「西のゴールデンルート」のプランディング戦略の基本的な方向性と今後の施策の概略(事業内容、コアターゲット等)を検討し、甲の事業推進を支援するものである。

※西のゴールデンルート専用サイト

日本語サイト:



<https://west-goldenroute.jp>

英語サイト:



<https://japan-west-goldenroute.com>

3 提案限度価格

8,500千円(上限額、消費税及び地方消費税含む)

※上限額を超える場合は、失格とする。

4 業務内容

本業務は、2で示した目的を達成するために、以下に示す(1)~(3)及びその他の事務に関する業務について委託するものである。

なお、提案競技時には、以下の各項目に係る取組の視点や手法、検討方針、アウトプットのイメージ(成果物の設計案など)等を提示することとし、契約後に調査・分析・検討等の業務を実施する。

(1) 市場調査・現状分析等

- ① 主に欧米豪旅行者など長期滞在での広域周遊が見込まれる訪日旅行者を本事業のターゲットとし、国別・地域別の旅行トレンド、ニーズ等を含めたインバウンド市場動向、西のゴールデンルートエリアにおける広域周遊の実態等について調査・分析を行う。
 - ② 事務局及び参加自治体(19自治体)への個別ヒアリング等の方法により課題等を把握し、自治体単位での現状分析及び西のゴールデンルートエリアの広域連携による効果について整理を行う。
 - ③ 上記の調査・分析を踏まえ、西のゴールデンルートエリアの観光資源の優位性や特長等を整理し、誘客にあたっての訴求軸を設計する。
- ※調査・分析結果は、自治体単位及び西のゴールデンルート広域単位の両方で体系的に整理・取りまとめを行うこと。

(2) 西のゴールデンルートのプランディング戦略構築等支援

- ① (1)の基礎調査を踏まえ、西のゴールデンルートのプランディング戦略の方向性について、検討・整理を行う。
※コアターゲットの明確化、ブランドイメージの基本的な考え方、推進体制、KGI/KPIと評価プロセスの枠組み、ロードマップ等、戦略の基本要素を検討・作成のうえ、甲へ提案し、協議すること。
※プランディング戦略の計画期間は令和8年度～10年度を基本とし、必要に応じて長期的な視点も示すこと。
- ② ①に沿った主要なプロモーション施策に係る計画を提示すること。特に、令和8年度の施策展開の方向性について、事務局と協議のうえ具体的に検討・提示すること。

(3) 事務局との打ち合わせ協議及び助言等

本業務のほか、「西のゴールデンルート」の事業実施に際し、事務局と定期的に打ち合わせを行い、必要な助言等を行う。なお、打ち合わせはオンラインを基本とし、必要に応じて対面でも実施する。

《提案にあたっての留意点》

- ・ 調査手法及び調査対象等について、具体的に提案すること。
- ・ 調査・分析及び戦略の検討にあたっては根拠を明らかにし、妥当性を担保すること。

5 業務報告及び成果品

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- (1)報告書 1部 (A4判、簡易製本)
- (2)電子媒体 一式 (PDFデータおよびオリジナルデータ、CD-R等)

6 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

7 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

また、当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC送信の徹底を図ること。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

9 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打ち合わせにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(3) その他

・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一

切を含む。

・本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、取組み内容に応じ、事務局及び各自治体に帰属する。

・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

I 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができるることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができるることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。